

柳泉園組合パブリックコメント手続要綱を次のように定める。

令和5年9月8日

柳泉園組合管理者 富田 竜馬

### 柳泉園組合パブリックコメント手続要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定め、市民等からの意見等の提出機会を設け、市民等の多様な意見等を把握するとともに、柳泉園組合（以下「組合」という。）の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 組合の事業に関する計画又は指針等の策定に当たり、当該計画等の概要案を広く公表し、当該公表概要案に対する市民等からの意見及び情報の提出を受け、当該提出意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続きをいう。

(2) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 清瀬市、東久留米市及び西東京市（以下「関係市」という。）の区域内に在住、在勤、在学する個人

イ 関係市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他団体

ウ その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

#### (対象となる事項)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 組合の事業に関する計画又は指針

(2) その他パブリックコメント手続を適用することが必要と認められるもの

#### (適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、計画等の策定に当たり、パブリックコメント手続を適用しないことができる。

- (1) 法令等により市民等の意見を聴取する手続が定められている場合
  - (2) 使用料及び手数料の徴収に関するものの場合
  - (3) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関等が、この要綱に定める手続に準ずる手続を経て策定した報告又は答申等に基づき施策等を策定する場合
  - (4) 組合組織内部の管理及び運営に関するものの場合
  - (5) 迅速性又は緊急性を要する場合
  - (6) 内容が軽微なものの場合
  - (7) その他管理者に裁量の余地がない場合
- (公表の時期等)

第5条 管理者は、パブリックコメントを実施し、施策等を策定しようとするときは、策定に係る意思決定を行う前に適切な時期を設け、その案を公表するものとする。

2 管理者は、前項の規定により施策の案を公表するときは、その案を作成した趣旨、目的及び背景等を知るうえで参考となる資料を併せて公表するよう努めるものとする。

3 前2項の規定による公表は、組合ホームページへの掲載、管理者が指定する場所での閲覧又は配布その他管理者が定める方法により行うものとする。

(意見等提出期間)

第6条 管理者は、前条の規定による施策等の案の公表の日から2週間以上の期間を定めて、市民等からの意見等の提出を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、理由を明らかにしたうえで、当該期間を短縮することができる。

(意見等提出方法)

第7条 前条の規定に基づく市民等からの意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便、ファクシミリ又は電子メールによる提出
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が意見等の提出と認める方法

2 意見等を提出しようとする者は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）等を明らかにしなければならない。

(意見等の公表)

第8条 管理者は、提出された意見等を考慮して、計画等の意思決定を行うものとする。

2 管理者は、計画等について意思決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、柳泉園組合情報公開条例（平成13年条例第14号）

に基づく非公開情報に該当するとき又は第三者の利益を害するおそれのあるときは、この限りでない。

(1) 提出された意見等

(2) 提出された意見等に対する組合の考え方

(3) 計画等の案を修正して意思決定したときは、当該修正の内容

3 提出された意見等のうち、類似の意見等及びそれに対する組合の意見はまとめて公表することができる。なお、提出された意見等に対する個別の回答は行わない。

4 前2項における公表の方法は、第5条第3項の規定を準用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。